

令和 7 年度 P T A 定期総会（書面表決）議案書

【議案】

- 第 1 号議案 令和 6 年度事業報告
- 第 2 号議案 令和 6 年度会計報告
- 第 3 号議案 令和 7 年度
会長・副会長・監査委員の選任承認
- 第 4 号議案 令和 7 年度事業計画(案)
- 第 5 号議案 令和 7 年度予算(案)

【その他資料】

- ・ 福井市東郷小学校 PTA 規約
- ・ 福井市東郷小学校 PTA 特別会計細則
- ・ 東郷小 PTA 慶弔規定
- ・ 東郷小学校 PTA 旅費規程
- ・ 東郷小学校 PTA 役員選任・評議委員選出細則
- ・ 東郷小学校 PTA 入退会細則
- ・ 東郷小学校児童登校立ち当番実施要領
- ・ 東郷小学校児童登校時立ち当番マニュアル
- ・ 東郷小学校 PTA 個人情報取扱規則
- ・ 令和 7 年度年間行事予定

第1号議案

令和6年度 東郷小学校PTA事業報告

	運営委員会	教養広報委員会	厚生委員会	環境安全委員会	母親委員会
4月	運営委員会1・評議委員会 18 PTA総会・歓送迎会 27 東郷体育振興会理事会(会長)	評議委員会 18 PTA総会・歓送迎会 27	評議委員会 18 PTA総会・歓送迎会 27	評議委員会 18 PTA総会・歓送迎会 27 東郷体育振興会理事会 資源回収案内配布 18	評議委員会 18 PTA総会・歓送迎会 27
5月	資源回収 12 東郷地区体育大会 19 県市PTA年次総会(会長) 市P連Cブロック会議(会長)	資源回収 12	資源回収・空き缶回収 12	立ち当番(通年) 資源回収 12 東郷地区体育大会 19 交通安全教室	資源回収・リサイクル回収 12
6月	家庭地域学校協議会1 運営委員会2 27	東郷地区広報委員会(こんにちは東郷)	おつくね祭実行委員会		家庭地域学校協議会1 まきやま児童館運営委員会1
7月	市P連Cブロック会議(会長) 県PTA研修会		おつくね祭実行委員会	自転車点検 交通安全の誓い(町内ラジオ体操時)	
8月	おつくね祭 10		おつくね祭 10		
9月	市P連Cブロック会議(会長)				ふれあい文化祭 22
10月	親子奉仕作業 6 市P連Cブロック事業(会長) 運営委員会3 8	親子奉仕作業 6 東郷地区広報委員会(こんにちは東郷)	親子奉仕作業 6	親子奉仕作業 6	親子奉仕作業 6
11月	親子研修会 16	親子研修会 16 東郷地区広報委員会(こんにちは東郷)	親子研修会 16	親子研修会 16	親子研修会 16 リサイクルバザー 16
12月			空き缶回収 8		東郷公民館清掃 14
1月					
2月	家庭地域学校協議会2 4 次年度評議委員選出用紙配布及び開票	東郷地区広報委員会(こんにちは東郷)			家庭地域学校協議会2 4
3月	評議委員役員選出及び引継会 13 卒業記念品授与式(会長) 7 市PTAオリエンテーション(会長) 23 市P連Cブロック引継会(会長) 23 PTA会計監査 26	評議委員役員選出及び引継会 13 東郷地区広報委員会(こんにちは東郷)	評議委員役員選出及び引継会 13	評議委員役員選出及び引継会 13	評議委員役員選出及び引継会 13 まきやま児童館運営委員会2

第2号議案

令和6年度 ベルマーク収支報告書

収 入 の 部		
前年度 繰り越し金		43,263円
収入		0円
寄付金		0円
合 計		43,263円

支 出 の 部		
支出金		0円
合 計		0円

収入 - 支出

43,263円 - 0円 = 43,263円
次年度繰り越し金 43,263円

ご協力ありがとうございました。

令和6年度 アルミ缶回収収支報告書

収 入 の 部		
前年度 繰り越し金		52,482円
1回目		3,000円
2回目		3,600円
利 息		26円
合 計		59,108円

支 出 の 部		
支出金		0円
合 計		0円

収入 - 支出

59,108円 - 0円 = 59,108円

次年度繰り越し金

59,108円

ご協力ありがとうございました。

第2号議案

令和6年度 福井市東郷小学校PTA 一般会計決算書

【収入の部】

単位:円

項 目	6年度予算額	決算額	増減(△減)	備 考
前年度繰越金	178,304	178,304	0	
会 費	846,000	843,600	△ 2,400	@300円×7ヶ月×217名(児童) @300円×5ヶ月×216名(児童) @300円×9ヶ月×18名(教職員) @300円×3ヶ月×17名(教職員)
雑収入	5	30,127	30,122	「安心・安全」事業推進助成金、利息
計	1,024,309	1,052,031	27,722	

【支出の部】

単位:円

項 目	6年度予算額	決算額	増減(△増)	備 考
I 運営費	56,000	36,525	19,475	
事務費	20,000	19,852	148	封筒・用紙代
会議費	25,000	0	25,000	
通信費	3,000	4,173	△ 1,173	はがき・切手代
旅 費	8,000	12,500	△ 4,500	
II 活動費	185,000	198,176	△ 13,176	
研修費	150,000	168,176	△ 18,176	PTA親子研修消耗品 ※「安心・安全」事業推進助成金30000円
研修補助費	5,000	0	5,000	
広報費	30,000	30,000	0	「こんにちは東郷」協力金
III地域交流費	50,000	22,812	27,188	ボランティア飲料 など
IV児童活動助成費	565,000	504,594	60,406	
児童活動費	400,000	348,723	51,277	児童活動消耗品 印刷諸経費 給食諸経費 など
行事補助費	150,000	148,611	1,389	卒業祝い品 証書用ホルダー 式用生花 など
通信費	15,000	7,260	7,740	集金業務両替手数料
V県・市P連関係費	100,000	97,600	2,400	市P連負担金 安全会費
VI慶弔費	30,000	0	30,000	
VII予備費	38,309	0	38,309	
計	1,024,309	859,707	164,602	

$$1,052,031円 - 859,707円 = 192,324円$$

192,324円は、来年度一般会計に繰り越します

第2号議案

令和6年度 福井市東郷小学校PTA 特別会計決算書

【収入の部】

単位:円

項 目	6年度予算額	決算額	増減(△減)	備 考
前年度繰越金	233,194	233,194	0	
会 費	366,600	365,560	△ 1,040	@130円×7ヶ月×217名(児童) @130円×5ヶ月×216名(児童) @130円×9ヶ月×18名(教職員) @130円×3ヶ月×17名(教職員)
資源回収奨励金	100,000	111,700	11,700	R6年度は春季の1回実施
リサイクルバザー	5,000	5,700	700	
雑収入	5	104	99	利息 等
計	704,799	716,258	11,459	

【支出の部】

単位:円

項 目	6年度予算額	決算額	増減(△増)	備 考
図書充実費	300,000	299,379	621	児童用図書購入
環境整備費	200,000	66,486	133,514	修繕用品・消耗品 等
事業費	100,000	0	100,000	
予備費	104,799	0	104,799	
計	704,799	365,865	338,934	

$$716,258円 - 365,865円 = 350,393円$$

350,393円は、来年度特別会計に繰り越します

第2号議案

令和6年度 福井市東郷小学校PTA 特別基金決算書

【収入の部】

単位:円

項 目	6年度予算額	決算額	増減(△減)	備 考
前年度繰越金	948,867	948,867	0	
雑収入	7	132		利息
計	948,874	948,999		

【支出の部】

単位:円

項 目	6年度予算額	決算額	増減(△増)	備 考
	0	0	0	
計	0	0	0	

$$948,999円 - 0円 = 948,999円$$

948,999円は、来年度特別基金に繰り越します

会計監査報告

令和6年度福井市東郷小学校PTA(一般会計・特別会計・特別基金)について、内容および帳簿等関係した書類を監査した結果、適正かつ正確に処理されていることを認め、ここに報告いたします。

令和7年3月26・27日

会計監査委員

轉法輪 大信



会計監査委員

吉田 智和



会計監査委員

五+嶋 亜里奈



学校より、別紙「令和7年度 役員・各委員名簿」を配付いたしました。

ご確認の上、会長・副会長・監査委員の承認をお願いいたします。

第4号議案

令和7年度 東郷小学校PTA事業計画（案）

	運営委員会	教養広報委員会	厚生委員会	環境安全委員会	母親委員会
4月	運営委員会1・評議委員会 17 PTA総会・歓送迎会 25 東郷体育振興会理事会(会長)	評議委員会 17 PTA総会・歓送迎会 25	評議委員会 17 PTA総会・歓送迎会 25	評議委員会 17 PTA総会・歓送迎会 25 東郷体育振興会理事会 資源回収案内配布	評議委員会 17 PTA総会・歓送迎会 25
5月	資源回収 11 東郷地区体育大会 18 県市PTA年次総会(会長) 市P連Cブロック会議(会長)	資源回収 11	資源回収・空き缶回収 11	立ち当番(通年) 資源回収 11 東郷地区体育大会 18 交通安全教室	資源回収・リサイクル回収 11
6月	家庭地域学校協議会1	まきやま児童館運営委員会1	おつくね祭実行委員会		家庭地域学校協議会1
7月	運営委員会2 市P連Cブロック会議(会長) 県PTA研修会		おつくね祭実行委員会	自転車点検 交通安全の誓い(町内ラジオ体操時)	
8月	おつくね祭		おつくね祭		
9月	運営委員会3 市P連Cブロック会議(会長)				ふれあい文化祭
10月	親子奉仕作業 5 市P連Cブロック事業(会長)	親子奉仕作業 5	親子奉仕作業 5	親子奉仕作業 5	親子奉仕作業 5
11月	運営委員会4		空き缶回収		リサイクルバザー
12月	市PTA研究大会		東郷公民館清掃		東郷公民館清掃
1月					
2月	次年度評議委員選出用紙配布及び開票 家庭地域学校協議会2	次年度評議委員選出用紙配布及び開票	次年度評議委員選出用紙配布及び開票	次年度評議委員選出用紙配布及び開票	次年度評議委員選出用紙配布及び開票 家庭地域学校協議会2
3月	評議委員役員選出及び引継会 卒業記念品授与式(会長) 市PTAオリエンテーション(会長) 市P連Cブロック引継会(会長) PTA会計監査	評議委員役員選出及び引継会 まきやま児童館運営委員会2	評議委員役員選出及び引継会	評議委員役員選出及び引継会	評議委員役員選出及び引継会

令和7年度PTA全体の取り組み

- ♪委員会ごとの委員会開催（行事計画のため随時開催）
- ♪東郷地区体育祭（運営委員）

教養広報委員会

学校と社会を結ぶ広報活動を行い、児童たちの様子などを会員や地域の皆さんに伝えます。

★主な活動内容★

- ♪東郷地区広報委員会の費用負担
 - ※令和7年度以降は、東郷地区広報委員会への人員派遣を行いません。
- ♪まきやま児童館運営委員会への参加1名（年2回程度）
- ♪資源回収の際、学校で積み込み作業
 - ※令和7年度は、試験的に親子研修活動を実施しません。

厚生委員会

資源回収やおつくね祭りボランティア参加およびアルミ缶回収を行います。

★主な活動内容★

- ♪資源回収での準備及び当日の回収チェック
（令和7年度は春のみ、5月11日を予定）
- ♪アルミ缶回収（適時）
 - ※例年、アルミ缶回収は母親委員会の事業でしたが、令和7年度は試験的に厚生委員会の事業とします。
- ♪おつくね祭りでおつくね祭り実行委員会の活動にボランティア参加
- ♪おつくね祭り実行委員会（祭り前に数回。令和7年度は試験的に参加希望者から2名派遣することとします。）
- ♪PTA会長立候補届け出に関する庶務
- ♪東郷公民館大掃除への参加（おつくね実行委員以外から1名・12月）
- ♪資源回収の際、学校で積み込み作業

母親委員会

制服、体操服等のバザー及びふれあい祭りボランティア活動を行っています。

★主な活動内容★

- ♪制服及び体操服のリサイクル（回収及び提供）
- ♪ふれあい文化祭での児童作品の展示協力
- ♪東郷公民館大掃除への参加1名（12月）
- ♪資源回収の際、学校で積み込み作業

環境安全委員会

児童の安全を図ると共に、資源回収の回収作業を行います。

★主な活動内容★

- ♪交通安全立ち当番の検討及び指導
- ♪年1回の資源回収での各町内からの回収
(令和7年度は春のみ、5月11日を予定)
- ♪親子奉仕作業(10月5日を予定)

※委員長及び副委員長の選出は、各自治会で選出された委員が次の順によってそれぞれ1名ずつ選考されます。ただし、児童不在等の理由により自治会選出者が委員としての資格を有していない場合は、その順番を通過します。

※委員長は翌年の副会長に就任することになります。ただし、委員長が、翌年委員としての資格を有していない場合は、当該自治会で再選出してください。

1	東郷 (R7 委員長)	7	上毘沙門	13	上東郷
2	福田	8	中毘沙門 (R7 副委員長)	14	深見
3	小安	9	下毘沙門	15	桂山
4	美里	10	下東郷	16	谷
5	南山	11	東郷中島	17	栃泉
6	脇三ヶ	12	円成寺	18	赤坂 (R7 副会長)
7	みどり				

PTA 活動ボランティア登録

令和7年度の PTA 活動は、これまでと比較して活動縮小を試みます。そのため、PTA 役員や先生方では担いきれない活動が生じることが予想されます。そこで、清掃活動などの奉仕作業に参加していただける方をあらかじめ「学校活動ボランティア」としての登録を試行します。

※ボランティア登録をした方でも、当日の活動に加わるかどうかは、その都度意向確認を行います。参加を強要することはありません。ぜひ、積極的な登録をお願いします。

★主な活動内容★

- ♪清掃作業
- ♪運動会終了後の片づけ作業
- ♪資源回収の際、学校で積み込み作業
- ♪その他学校関連の奉仕作業

第5号議案

令和7年度 福井市東郷小学校PTA 一般会計予算(案)

【収入の部】

単位:円

項 目	7年度予算額	6年度決算額	6年度予算額	6年度予算との増減(△減)	備 考
前年度繰越金	192,324	178,304	178,304	14,020	
会 費	817,200	843,600	846,000	△ 28,800	@300円×12ヶ月×227名 (児童210名・教職員17名)
雑収入	5	30,127	5	0	利息等
計	1,009,529	1,052,031	1,024,309	△ 14,780	

【支出の部】

単位:円

項 目	7年度予算額	6年度決算額	6年度予算額	6年度予算との増減(△減)	備 考
I 運営費	43,000	36,525	56,000	△ 13,000	
事務費	20,000	19,852	20,000	0	用紙 インク代 など
会議費	0	0	25,000	△ 25,000	各委員会会議費
通信費	3,000	4,173	3,000	0	ハガキ 切手 など
旅 費	20,000	12,500	8,000	12,000	PTA各種会議旅費
II 活動費	115,000	198,176	185,000	△ 70,000	
研修費	100,000	168,176	150,000	0	研修会 講師謝礼 など
研修補助費	5,000	0	5,000	0	東海北陸研究大会等への参加登録費用補助
広報費	10,000	30,000	30,000	△ 20,000	「こんにちは東郷」協力金
III 地域交流費	50,000	22,812	50,000	0	ボランティアお礼・飲料 など
IV 児童活動助成費	615,000	504,594	565,000	△ 50,000	
児童活動費	400,000	348,723	400,000	0	教育活動全般の消耗品等 ・児童活動消耗品 ・印刷諸経費 等
行事補助費	200,000	148,611	150,000	0	行事全般の消耗品等 ・卒業祝い品 ・証書用ホルダー、コサージュ ・入学、卒業関係の生花 等
通信費	15,000	7,260	15,000	0	集金業務両替手数料
V 県・市P連関係費	100,000	97,600	100,000	0	市P連負担金 安全会費 県P広報誌購読料
VI 慶弔費	30,000	0	30,000	0	慶弔 お見舞い
VII 予備費	56,529	0	38,309	18,220	
計	1,009,529	859,707	1,024,309	△ 14,780	

第5号議案

令和7年度 福井市東郷小学校PTA 特別会計予算(案)

【収入の部】

単位:円

項目	7年度予算額	6年度決算額	6年度予算額	6年度予算との増減(△減)	備考
前年度繰越金	350,393	233,194	233,194	117,199	
会費	354,120	365,560	366,600	△ 12,480	@130円×12ヶ月×227名 (児童210名・教職員17名)
資源回収奨励金	100,000	111,700	100,000	0	
リサイクルバザー	5,000	5,700	5,000	0	
利息等	5	104	5	0	
合計	809,518	716,258	704,799	104,719	

【支出の部】

単位:円

項目	7年度予算額	6年度決算額	6年度予算額	6年度予算との増減(△減)	備考
図書充実費	300,000	299,379	300,000	0	児童用図書購入 朝日小学生新聞購読料
環境整備費	200,000	66,486	200,000	0	修繕用品・消耗品 等
事業費	100,000	0	100,000	0	資源回収用飲料 奉仕作業消耗品
予備費	209,518	0	104,799	104,719	
合計	809,518	365,865	704,799	104,719	

福井市東郷小学校PTA規約

第1章 名 称

第1条 この会は「東郷小学校PTA」と称し、事務局を東郷小学校（以下「本校」という。）におく。

第2章 目 的

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して学校、家庭及び地域・社会における児童の健全な成長を促すことを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 学校教育を扶助し、社会教育の振興に協力する。
- (2) 学校、家庭及び地域・社会との連携を図り、教育環境の整備改善に努める。
- (3) 児童の福祉増進と安全を図る。
- (4) 会員相互の研修と教養を高める。

第3章 方 針

第4条 この会は、特定の政党、宗教、派閥にかたよることなく、営利的な行為は行なわない。

2 この会は、本校あるいは児童の教育及び福祉のために運動する他の地域団体などと協力あるいは共同するが、この会単独の事業活動を行うにあたっては、他よりの不当な制約を受けてはならない。

第4章 会 員

第5条 この会の会員は、次の通りとする。

- (1) 本校に在籍する児童の保護者又はこれにかわる者
 - (2) 本校に勤務する教職員
 - (3) 本校下に在住し、この会の趣旨に賛同する者であって、会長が入会を適切と認めた者
- 2 前項(1)においては、児童の入学・転入等に当たりこの会宛ての入会届もしくは別に細則で定める入会届に準じる文書を任意に提出し、かつ児童が本校に入学・転入したときに、この会に入会したものとする。
- 3 第1項(2)もしくは(3)においては、会長がその入会意思及び各要件に該当するものであることを適宜の方法により確認あるいは承認したときに、この会に入会したものとする。
- 4 第1項(1)の会員はその児童（複数の児童がいる場合はその全員）が卒業もしくは転出により本校に在籍しなくなったとき、同項(2)の会員は退職もしくは異動等により本校勤務でなくなったとき、それぞれこの会を退会する。ただし、要件を満たす場合に、第1項(3)の会員となることを妨げない。
- 5 会員がこの会を任意退会する場合には、別に定める細則にしたがうこととする。

第5章 会 計

第6条 この会の会計は、会費及びその他の収入をもってあてる。

- 2 この会の経費は、総会で認められた予算に基づいて行なわれる。
- 3 この会の事業及び会計は、会計監査を経て総会に報告されなければならない。
- 4 この会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第6章 運営委員会・役員

第7条 この会には運営委員会を置く。運営委員会は正副会長（会長及び副会長を「役員」という。）と各委員会正副委員長で構成し、その任務は次の通りとする。

会長	1名
副会長	4名（うち母親代表1名、庶務・会計担当各1名。ただし兼任できる。）
各正副委員長	8名（教養広報、厚生、環境安全、母親各委員会）
教職員	2名（庶務1名、一般会計・特別会計1名）

- (1) 各委員会で計画立案された事業計画、予算案の審議検討及び執行
- (2) 事業報告及び決算報告書の作成
- (3) 評議委員会及び委員会に付議する事項の決定
- (4) その他、この会の運営及び目的達成に必要な事項

2 会長は、立候補もしくは立候補者無き場合は会長の指名に基づいて運営委員会で選考し、総会の選任承認を得て決定する。立候補の手続き等及び複数の立候補者がいた場合の選挙の方法等については、評議委員会が別に定める細則にしたがうべきこととする。

3 副会長は、前項の規定により運営委員会で選考され、もしくは会長選挙に当選した会長内定者の指名にしたがって運営委員会で選考し、総会の選任承認を得て決定する。

4 役員に欠員が生じたときは、評議委員会において後任者を選任することができる。

5 役員の任期は、選任承認された定期総会のときから、翌年の定期総会のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

第8条 会長は会務を総理し、この会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、会長が予め定めた順位にしたがい、もしくは副会長の互選による順位にしたがい、会長の代理を務める。

3 母親代表は、本会の母親を代表し、会の事業の推進にあたる。

4 庶務は、本会の庶務一切を処理する。

5 会計は、本会の会計一切を処理する。

第7章 会議

第9条 会議は定期総会、臨時総会、評議委員会、運営委員会、常置委員会及び特別委員会とし、会長が召集する。

第10条 定期総会は、全会員をもって構成し、年1回（4月）開催する。議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。

2 総会は次のことを行う。

- (1) 規約の改廃の議決
- (2) 役員の選任承認及び解任（ただし、解任は臨時総会に限る。）
- (3) 事業計画及び予算の議決
- (4) 事業報告及び決算の承認
- (5) その他、重要事項の承認及び決定

3 運営委員会が必要と認めたときは、評議委員会に諮り臨時総会を開くことができる。

4 臨時総会を開催できないときは、評議委員会をもって専決することができる。ただし、この場合次の総会で承認を得なければならない。

第 11 条 評議委員会は、役員、学級委員、地区委員及び教職員をもって構成する。

- 2 学級委員は、各学年男女各 3 名とする。その選出にあたっては各学年において必ず投票を行うこととし、運営委員会は、この投票結果を尊重して学級委員を選出し、会長はその決定にしたがって学級委員を委嘱する。ただし、この選出において会員の自薦は妨げられないこととし、運営委員会は学級委員の選出にあたってこの自薦を考慮することができる。
- 3 地区委員は、各町内 1 名とし、各町内から選出するものとする。その選出は、各町内における決定に委ね、会長はその決定にしたがって地区委員を委嘱する。
- 4 評議委員の任期は、4 月 1 日（新入会員が評議委員になる場合の任期の始期は、会員たる資格を得て会長から委嘱を受けたとき）から翌年の 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 5 評議委員会は、総会への付議事項の全てを審議するほか、この会の目的達成のため必要なことを行なう。
- 6 監査委員は、この会の運営にあたって重大な問題があると思料するときは、会長に対して評議委員会の開催を求めることができる。この場合、会長は請求を受けてから 1 か月以内に評議委員会を召集しなければならない。
- 7 会員は、この会の運営にあたって重大な問題があると思料するときは、10 名以上の評議委員もしくは 50 名以上の会員の賛同を得たうえで、会長に対して評議委員会の開催を求めることができる。この場合、会長は請求を受けてから 2 か月以内に評議委員会を開催しなければならない。ただし、会員の請求に明らかに正当な理由が無い場合には、この限りではない。

第 12 条 この会は、事業の推進並びに活動を行なうために教養広報、厚生、環境安全、母親の常置委員会を置く。

- 2 常置委員会の委員は、評議委員をもって構成する。
- 3 常置委員会ごとに正副委員長各 1 名を、立候補、役員からの委任または互選により決定する。

第 13 条 会長が特別な事項について調査研究の必要があると認めたときは、特別委員会を設けることができる。

- 2 特別委員会の委員は、運営委員会に諮って会長が委嘱する。
- 3 特別委員会に、正副委員長を置く。
- 4 特別委員会は、委員長が必要と認めたときに招集する。
- 5 特別委員会は、その任務が終了したときは、解散する。

第 14 条 常置委員会の所掌業務は、次の通りとする。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 教養広報委員会 | 会員及び児童の教養を高めるための立案と運営に関する事
学校と社会を結ぶ広報活動、児童及び会員の文化向上に関する事。 |
| (2) 厚生委員会 | 会員及び児童の福利厚生 of 推進に関する事。 |
| (3) 環境安全委員会 | 児童の安全をはかり、校外補導及び子供会の育成に関する事。 |
| (4) 母親委員会 | P T A 活動全体に母親の声を反映するほか、母親が主体性をもって進める
研修・諸活動。 |

第 8 章 監査委員

第 15 条 この会の事業及び会計を監査するため、監査委員 3 名を置く。

- 2 監査委員は、評議委員会において選出し、総会の選任承認を得なければならない。監査委員の任期は、役員に準じる。
- 3 監査委員は、この会の事業及び会計を監査する目的のため、役員もしくは評議委員に説明もしくは

は資料の提示を求めるほか適切な手段を行うことができる。

- 4 監査委員は、定期総会において、その監査意見を文書もしくは口頭によって報告しなければならない。

第9章 補 則

第 16 条 校長は、学校管理並びに教育上、運営委員会、常置委員会及び特別委員会に出席して意見を述べることができる。

第 17 条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、運営委員会に諮り会長が委嘱する。

3 顧問は、この会の運営に関し会長の諮問に応じる。

第 18 条 この規約の改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成による承認を得なければならない。

第 19 条 この規約に定めるほか、この会の円滑な運営を図るため細則を設けることができる。

2 細則は、評議委員会において定め、総会に報告しなければならない。

附則（平成17年3月 改正）

この規約は、平成17年4月16日から施行する。

（平成19年3月 改正）

この規約は、平成19年4月14日から施行する。

（平成31年4月 改正）

この規約は、平成31年4月20日から施行する。

（令和元年11月改正）

この規約は、令和元年11月2日から施行する。

福井市東郷小学校PTA特別会計細則

一般会計により定まらない特別会計について、その運用を以下に規定する。

第1条 特別会計の収支は、資源回収等のPTA活動の収益金を主とする。

第2条 特別会計の支出は、学校環境整備費用・PTA特別行事等に用い、その執行は運営委員会の審議を経て行う。

第3条 特別会計の執行状況は、逐次評議委員会に報告し、年1回以上総会にて報告する。

第4条 各年度の剰余金を他年度にわたり積立し、高額設備等に利用するも可とし、その資金運用は定期預金・積立等で確実に行う。

付則

当細則は、平成5年4月20日より実施する。

東郷小PTA慶弔規定

1 弔事に関するもの

(1) 役員死亡の場合

- ・通夜 会長または副会長
- ・香料 10,000 円

- ・会葬 その都度協議
- ・生花 1 基

(2) 学校職員死亡の場合は(1)に準ずる。

(3) 委員死亡の場合

- ・通夜 会長
- ・香料 10,000 円

- ・会葬 その都度協議

(4) 児童死亡の場合は(3)に準ずる。

(5) 会員死亡の場合は(3)に準ずる。

2 見舞いに関するもの

(1) 児童が病気または障害により1か月以上欠席した場合は、5,000 円の見舞い金をおくる。

(2) 教職員が病気または障害により1か月以上欠勤した場合は、5,000 円の見舞い金をおくる。

3 備考

(1) 以上の経費は、PTA一般会計より支出する。

上記以外の規定については、三役に一任する。

4 本規定の改正は、評議委員会に出席した評議委員の過半数の議決で行う。

付則

令和4年4月1日 一部改正（教職員の転退職の削除）

令和5年4月1日 一部改正（弔事、見舞いの見直し）

東郷小学校PTA旅費規定

1 本規程は、役員または会員が、PTA関連活動の目的で、校区を離れて会議や研究大会等に出張する場合の旅費に関する事項について定める。

2 旅費は、次の区分により支給する。

(1) 日当 500 円

(2) 交通費

ア 自家用車の場合

(イ) 嶺北内の場合は支給しない。

(ロ) 嶺北外または県外の場合は、1kmあたり20円とし、往復の距離数を乗じた額を支給する。

イ 公共交通費（高速・有料道路料金を含む）・駐車料金に関しては、実費を支給する。

ウ 他団体から重複して補助を受ける場合は、不足額分に限り支給する。

(3) 宿泊費 実費（上限10,000円）

ただし、他団体から重複して補助を受ける場合は、上限である10,000円からその補助額を差し引いた金額の範囲内で、不足額分に限り支給する。

3 その他、PTA関連活動により、会費や参加費等が必要となった場合は、その都度、役員と協議して決定する。

4 本規定の改廃は、評議委員会に出席した評議委員の過半数の議決で行う。

付則

この規定は、令和5年4月1日より施行する。

東郷小学校PTA役員選任・評議委員選出細則

(目的)

第1条 東郷小学校PTA（以下、「本会」という。）の役員の選任及び評議委員の選出を公正かつ適正に行うことを目的として、本会規約に基づき、この細則を定める。

(役員・評議委員の資格)

第2条 会長、副会長、監査委員及び評議委員は、その立候補、選考、選出・委嘱の時点及びその任期が始まる時点のいずれにおいても、本会規約第5条第1項(1)に定める会員の資格を有していなければならない。

(会長の選任)

第3条 会長は、立候補もしくは立候補者無き場合は会長の指名に基づいて運営委員会で選考し、総会の選任承認を得て決定する。

2 会長の立候補届け出期間は、毎年12月1日から12月15日とする。庶務を担当する副会長もしくは教員は、立候補期間の始期の少なくとも2週間以上前には、会長の立候補届け出期間及びその方法を会員に告示しなければならない。

3 会長に立候補しようとする者は、立候補届け出のときまでに、下記①もしくは②のいずれかの推薦（他薦）を受けていなければならない。庶務は、立候補者に対し、期限を設けて①もしくは②の推薦を得ていることの証明を求めることができる。

① 役員2名以上を含む会員5名以上

② 評議委員5名以上を含む会員20名以上

4 会長の立候補届け出期間において、会長に立候補した有資格者が1名しかいなかった場合は、運営委員会は、その者を会長内定者として会員に開示する。定期総会は、上記開示後定期総会開催までの間に、会長内定者に重大な事故・支障などが生じない限り、原則としてこの者を承認するものとする。

5 会長の立候補届け出期間において、会長に立候補した有資格者が複数名いた場合は、以下の要領で会長選挙を行う。

(1) 運営委員会は、12月16日から12月28日までの間に、副会長1名、評議委員1名、監査委員1名、教員1名からなる選挙管理委員会を設置する。ただし、立候補者自身は選挙管理委員にはなれない。

(2) 立候補者は、選挙管理委員会の指定する期間中に、以下の文書を選挙管理委員会に提出しなければならない。

① 本会における経歴書

② 本条第3項に定める推薦の証明

③ 会長としての運営方針、立候補理由

(3) 選挙管理委員会は、選挙実施の少なくとも1週間前までに、会員に(2)の文書を公開する。

(4) 選挙管理委員会は、1月中に選挙を実施して、その当選者を決定する。立候補者数及びその得票数に関わらず、立候補者の中で最も多数の得票者を当選者とする。

(5) 投票は記名投票とし、本会規約第5条第1項(1)に定める会員の投票は、1世帯1票として行われるべきものとする。1家族から複数の投票が行われた場合は、そのすべてを無効票とする。

(6) 選挙管理委員会は選挙結果を会員に開示するとともに運営委員会に報告し、運営委員会は報告された当選者をもって会長内定者とする。定期総会は、上記開示後定期総会開催までの間に、会長内定者に重大な事故・支障などが生じない限り、原則としてこの者を承認するものとする。

(7) その他、選挙に関わる事務要領等を適宜定めることができる。

- 6 会長の立候補届け出期間において有資格者による立候補が無かった場合は、遅くとも2月末日までに、会長による指名（会長はその指名にあたり、対象者の内諾を得るべきこととする。）、運営委員会における選考を終えなければならない。運営委員会はその選考した者を会長内定者として会員に開示するものとし、定期総会は、上記開示後定期総会開催までの間に、会長内定者に重大な事故・支障などが生じない限り、原則としてこの者を承認するものとする。

（副会長の選任）

第4条 副会長は、前条の規定により運営委員会で選考され、もしくは会長選挙に当選した会長内定者の指名にしたがって運営委員会で選考し、総会の選任承認を得て決定する。

- 2 会長内定者は、副会長の候補者を、対象者の内諾を得て遅くとも2月末日までに指名しなければならない。ただし、前条第6項の場合は、遅くとも3月に評議委員の委嘱を行うまでに指名するものとする。
- 3 定期総会は、副会長候補者に重大な事故・支障などが生じない限り、原則としてこの者を承認するものとする。

（監査委員の選任）

第5条 監査委員は、評議委員会において選出し、総会の選任承認を得なければならない。

- 2 会長もしくは会長内定者は、監査委員に欠員が生じることの無いよう、責任をもってその候補者を評議委員会に推薦しなければならない。ただし、評議委員会において、会長もしくは会長内定者の推薦を受けていない者を選出することを妨げない。
- 3 監査委員について、定員を超える候補者がいる場合は、評議委員会における投票で3名を選出する。
- 4 総会は、監査委員候補者に重大な事故・支障などが生じない限り、原則としてこの者を承認するものとする。

（学級委員たる評議委員の選出）

第6条 学級委員の選出にあたっては、各学年において2月に必ず投票を行うこととし、運営委員会は、この投票結果を尊重して学級委員を選出し、会長はその決定にしたがって3月に次期学級委員を委嘱する。

- 2 学級委員の選出において、会員の自薦は妨げない。運営委員会は学級委員の選出にあたって自薦を考慮することとするが、自薦者を選出しないこともできる。
- 3 学級委員に関する投票結果の尊重とは、原則としては得票数の多い者を選出することを意味するが、運営委員会には、以下の事由を総合的に考慮すべき義務と裁量があるため、必ずしも得票数にしたがって自動的に選出するものではない。

- ① 本会において副会長以上の役職を過去歴任した会員には、学級委員の被選挙者から除外される権利があること。
- ② 本会の役員・地区委員に内定している会員は、学級委員の被選挙者から除外される権利があること。
- ③ ある年度において学級委員を歴任した会員は、当該児童の保護者としての立場に関する限り、学級委員の被選挙者から除外される権利があること。ただし、これは、別の児童の保護者としての立場での学級委員を忌避する理由にはならない。（例えば、第一子がある学年にあるときにその学級委員を歴任した場合は、それ以降、その第一子の所属する学年の学級委員を忌避できるが、第二子以降の学級委員を忌避する理由にはならない。）
- ④ 同一年度に、同世帯から複数名の役員・評議委員を選任・選出することは避けるべきこと。
- ⑤ 同一年度に、同一の候補者が、複数の学年の学級委員選挙で上位となった場合も、選出されるのは1つの学年に限られるべきこと。なお、この場合、各学年の学級委員の構成などの公平を図って選出するのが望ましい。
- ⑥ 家庭、職業、各種団体の重職就任等、どうしても当該年度の学級委員の任に堪えないと合理的に認

められるべき事情がある場合、これに配慮することができること。

- 4 前項①ないし③及び⑥の事由がある会員は、1月末までに、庶務を担当する副会長もしくは教員に予め申告しなければならない。ただし、庶務が自ら認知した事由を投票・被選挙者名簿に反映することを妨げない。
- 5 運営委員会は、学級委員を選出するにあたり、同時に、その所属すべき常置委員会を定める。このとき、学級委員のうち女性2人は必ず母親委員会に所属させることとしなければならない。
- 6 運営委員会による選出から会長による委嘱の間に万が一欠員が生じた場合、会長が投票の結果と運営委員会での協議を尊重することを条件として、運営委員会は、欠員に当たる学級委員の選出を会長に委任することができる。

(地区委員たる評議委員の選出)

第7条 地区委員は、各町内1名とし、原則として1月末までに各町内から選出するものとする。その選出は、各町内における決定に委ね、会長はその決定にしたがって3月に地区委員を委嘱する。ただし、各町内で選出された地区委員候補者が、評議委員としての資格を有していなかった場合は、会長は、当該町内での再選出を求めることができる。

(常置委員会の正副委員長の決定)

第8条 常置委員会の正副委員長各1名は、評議委員の委嘱を受けた者（以下、本条においては「評議委員」という。）の中から、立候補、役員からの委任または互選により3月に決定する。

2 互選の方法は、多数の評議委員が承諾した公平な方法であれば、いかなる方法であっても良い。ただし、互選すべき会合に欠席した評議委員は、自らの選定を忌避する権利を有しない。

3 環境安全委員会の正副委員長は、地区内の輪番制とし、その輪番については別に運営委員会が内規で定める。

(改正)

第9条 本規則の改正は、評議委員会に出席した評議委員の過半数の議決で行う。

附則 (令和元年11月2日制定)

- 1 本規則は、令和元年11月2日より施行する。

東郷小学校PTA入退会細則

(目的)

第1条 東郷小学校PTA（以下、「本会」という。）の入会及び退会の手続きを定めることを目的として、本会規約に基づき、この細則を定める。

(担当役員)

第2条 本会の入会及び退会に関わる役員は、会長、副会長（庶務担当及び会計担当）及び教職員（庶務担当及び会計担当）とする。本細則に定める本会宛ての文書等は、本条に定める担当役員らに提出されなければならない。

(入会)

第3条 本会規約第5条第1項(1)に該当する会員として本会への入会にあたっては、提出される入会届もしくはこれに準じる文書により、その入会意思を確認する。

2 前項に定める入会届に準じる文書は、以下の通りとする。ただし、本会宛てと本校宛ての文書を兼ねるものを含む。

① 本会宛ての身上調査書

② 保護者氏名・連絡先などを記載した本会宛ての文書

③ 書式に関わらず、入会意思と氏名・連絡先などが確認できる文書

3 第1項に基づく入会は、世帯単位とする。

4 本会規約第5条第3項に定める会長の確認にあたっては、会長は、入会を希望する者から入会願を提出させることができる。ただし、この場合の入会は、個人単位に限る。

(退会)

第4条 本会規約第5条第5項に定める任意退会を希望する会員は、その退会理由を明示した退会届を本会に提出することとする。

2 前項の退会届が本会に適式に提出されたとき、当該会員は、本会を退会する。この退会は、特に明示が無い限り世帯単位とするが、退会を望まない一方の父母が本会会員としてとどまることを妨げない。

3 前項に関わらず、役員あるいは評議委員の任期中にある会員は、その後任が定まるまでの間、退会は留保されるものとする。

4 会長もしくは会長から指名された者は、退会者から意見等の聴取を行う。

5 本会は会員に対し、退会した会員の氏名及び退会理由を開示することができる。

6 退会者は、会長が承認する場合を除き、原則として本会が単独で行う活動に参加できない。ただし、退会者の児童が本会の活動に参加し、あるいは受益することは妨げられない。

7 退会者が本会に再入会することは妨げられない。

8 退会者が、第1項の退会届提出後、同一年度中に退会意思を撤回した場合は、退会届提出時にさかのぼって退会は取り消されるものとする。ただし、すでに行われた行為・活動などには影響を及ぼさない、

(改正)

第5条 本規則の改正は、評議委員会に出席した評議委員の過半数の議決で行う。

附則 （令和元年11月2日制定）

1 本規則は、令和元年11月2日より施行する。

2 本細則第3条第1項及び第2項の文書書式などが整うまでの当面の間は、他の代替的手段で入会意思（黙示の意思を含む）を確認することができるものとする。

東郷小学校 児童登校立ち当番実施要領

平成 26 年 4 月制定

(平成 27 年 4 月改定・平成 31 年 4 月改定)

(目的)

- 第 1 この要綱は、東郷小学校の児童が安全かつ明朗に登校を行い学校教育が受けられるよう、東郷小学校 P T A 会員及び東郷小学校教職員が協力し、児童の登校時に立ち当番を実施することにより、児童が安全かつ明朗に登校を行い学校教育が受けられることを目的とする。

(立ち当番の実施)

- 第 2 立ち当番は、東郷小学校 P T A 会員及び東郷小学校教職員が相互に連携して実施するものとする。

(立ち当番の実施内容)

第3 立ち当番実施箇所は、登校時の通学路に沿って指定し、それぞれの場所

において晴雨にかかわらず、児童の安全確保に努めるとともに、積極的に

挨拶の声かけを行う。実施箇所は、別添1に定めるとおりとする。

2 立ち当番実施日は、原則毎朝とする。ただし、春、夏、秋、冬休み及び学校の行事等で休校の場合は除く。

3 立ち当番は原則1箇所で1名とする。なお、状況に応じて同一箇所で2名以上の指定も可能とする。

4 立ち当番の割り振りについては、東郷小学校PTA環境安全委員会にて決定する。

5 立ち当番者は、貸与する「横断旗」を使用し、立ち当番を実施するものとする。

6 安全には、十分注意して対応をお願いするが、万が一事故等が発生した場合は、直ちに警察（東郷駐在所）及び東郷小学校まで連絡する。

7 当番日がどうしても都合が悪く参加できない場合、又は突発的な理由で参加できない場合は、他の当番日を担当する立ち当番との間で、直接、交代することができる。交代が決まった場合も、交代が決まっていない場合も、いずれも東郷小学校まで連絡すること（事前連絡無く休まないこと）。

東郷小学校 児童登校時立ち当番マニュアル

東郷小学校PTA 環境安全委員会

本年度の児童登校時の立ち当番は、以下の要領で行います。

1 立ち当番実施場所

①田中サイクル前、②中谷食品店（大もり食堂）、③深見町（桂山）からの県道横断箇所、④上東郷からの広域農道横断箇所の計4ヶ所にて行います。

2 明るい挨拶の声かけ運動

本年度以降、安全な横断のために活動という意義に加え、「積極的に明るく挨拶の声を掛け合う活動」という意義を持つ運動として行うこととなりました。

本校の児童には、元気よく積極的に挨拶をする児童もいますが、しっかりと目と目を合わせて元気な挨拶をすることが苦手な児童もいるようです。

児童との挨拶の声かけを通じて、地域の大人として、明るく元気な朝を共有できるように心がけていきましょう。

3 ①、②地点での立ち当番の流れ

- ・①地点の当番は、朝7時40分頃までに東郷駐在所に行き（立ち当番の間は、駐在所前の駐車場に車を止めていただけます）、駐在所に備え置かせていただいている横断旗を持って、田中サイクル前に向かって下さい。
- ・②地点の当番は、朝7時40分頃までに、中谷食品店に行き（立ち当番の間は、中谷食品店の駐車場に車を止めていただけます）、中谷食品店の外の棚に備え置かせていただいている横断旗を持って、当番に当たってください。

4 ③、④地点での立ち当番の流れ

- ・当日の朝、③、④のいずれの地点とも、7時30分までに待機します。
- ・車は、交通量の多い県道などや交差点付近へは駐車せず、交通量の少ない市道に、登校の危険や、交通への迷惑の無いように駐車してください。
- ・横断旗は、横断箇所近くの旗設置場所に備えてありますので、それを用いて当番に当たってください。

5 その他

- ・登校の時間帯までに危険動物の出没や悪天候などの緊急メールがあった場合は、その日の朝に限り、①～④のいずれにおいても、立ち当番を行いません。各登校班の保護者において、車での送りや班への同行など、児童の登校の安全確保のためにご協力ください。
- ・①～④のいずれも、当番の実施前後に、学校に寄る必要はありません。

以上

① 田中サイクル前

※東郷駐在所に駐車します 横断旗設置場所は駐在所の中(不在でもそのまま中へ)

② 中谷食品店(大もり食堂)前

※中谷食品店さん駐車場(建物側駐車枠=写真上の、車のある位置付近)へ駐車

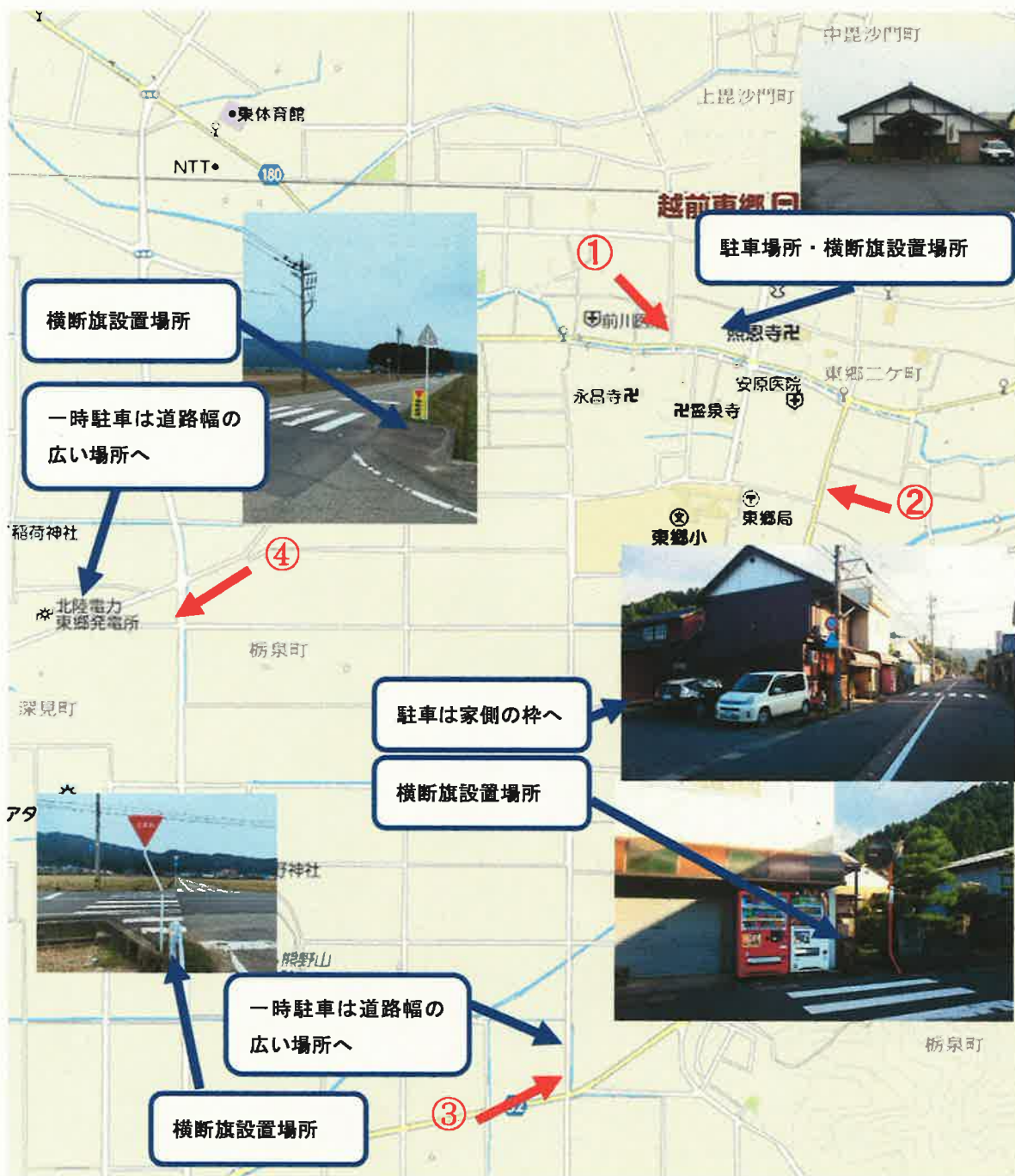
※横断旗は、中谷食品店さん自動販売機の脇にある棚に備え置きます

③ 深見・県道横断場所

※横断箇所のある角にあるガードレール裏に横断旗を備えおきます

④ 上東郷・県道横断場所

※横断箇所を設置された、横断歩道の注意喚起看板に横断旗を備えおきます



東郷小学校PTA個人情報取扱規則

(目的)

第1条 東郷小学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、本会の運営委員会構成者とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人（未成年者の場合はその親権者。以下同じ。）に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、文書の送付、その他本会の活動に付随する事務等
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成、役員・評議委員等の選挙・選定
- (3) 本会・各委員会の行う活動及び本会と学校が共同して行う活動
- (4) 本会が所属するPTA連合会の活動
- (5) 東郷地区自治会連合会もしくは東郷公民館と共同して行う活動

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

- 2 不要となった個人情報は管理者あるいは管理者が委任した運営委員会構成員立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、適切に行うこととする。

(第三者等への提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

2 第7条の規定に基づき共同者に提供する個人情報は、氏名・本会内の役職名・連絡先のみとする。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい・紛失等したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第16条 本会は、役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本規則の改正は、評議委員会の議を経たうえで、総会において行う。

附則 (平成30年4月21日制定)

- 1 本規則は、平成30年4月21日より施行する。
- 2 本会は、平成31年4月1日以降は「東郷小学校PTA」と称するため、本規則の名称及び第1条において「東郷小学校・幼稚園」とある点については、平成31年4月1日以降、「東郷小学校」へ改めることとする。
- 3 平成30年4月21日において既に本会が取得している個人情報については、取得に関する規制を除き、その後の管理・利用・第三者提供等の一切について、本規則の定めるところにしたがって取り扱うものとする。

令和7年度 年間行事予定

R7.4.1現在

業務推進日

⑤⑥カット：7/18、8/27、1/8、3/24

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 火 学年始休業	1 木	1 日	1 火	1 金	1 月	1 水	1 土	1 月	1 木 元日	1 日	1 日
2 水	2 金 町内子ども会	2 月	2 水	2 土	2 火	2 木	2 日	2 火	2 金 休日	2 月	2 月
3 木	3 土 憲法記念日	3 火	3 木 保護者懇談会	3 日	3 水	3 金	3 月 文化の日	3 水	3 土 休日	3 火	3 火
4 金	4 日 みどりの日	4 水	4 金 保護者懇談会	4 月	4 木	4 土	4 火	4 木 保護者懇談会	4 日	4 水 わくわく交流デー	4 水
5 土	5 月 こどもの日	5 木	5 土	5 火	5 金	5 日 親子専任作業	5 水 修学旅行	5 金 保護者懇談会	5 月	5 木	5 木 集金引き落とし日
6 日	6 火 休日	6 金	6 日	6 水	6 土	6 月	6 木 修学旅行	6 土	6 火	6 金	6 金
7 月	7 水	7 土	7 月	7 木	7 日	7 火	7 金	7 日	7 水	7 土	7 土
8 火 新任式 保護者入学式	8 木	8 日	8 火	8 金	8 月	8 水	8 土	8 月	8 木 祝日 3日のカット	8 日	8 日
9 水 2～5年総合学習	9 金	9 月 プール学習開始	9 水	9 土 地区おつくね祭	9 火	9 木 1学期運動会	9 日	9 火	9 金	9 月	9 月
10 木	10 土	10 火 集金引き落とし日	10 木 集金引き落とし日	10 日 地区おつくね祭	10 水 福井市スポーツフェスタ 集金引き落とし日	10 金 秋学期休業 集金引き落とし日	10 月 集金引き落とし日	10 水 集金引き落とし日	10 土	10 火 福井市スポーツフェスタ 集金引き落とし日	10 火
11 金	11 日 陶器図取	11 水	11 金	11 月 山の日	11 木 福井市スポーツフェスタ	11 土	11 火 読書時間	11 木	11 日	11 水 読書記念の日	11 水
12 土	12 月 集金引き落とし日	12 木 宿泊学習	12 土	12 火 学校開庁日	12 金	12 日	12 水	12 金	12 月 成人の日	12 木	12 木
13 日	13 火	13 金 宿泊学習	13 日	13 水 学校開庁日	13 土	13 月 スポーツの日	13 土 バザー 授業参観 引き直し開講	13 土	13 火 集金引き落とし日	13 金	13 金
14 月 1年生給食開始	14 水	14 土	14 月	14 木 学校開庁日	14 日	14 火	14 金	14 日	14 水	14 土	14 土
15 火 集金引き落とし日	15 木 内科検診	15 日	15 火	15 金 学校開庁日	15 月 敬老の日	15 水 2学期運動会	15 土	15 月	15 木	15 日	15 日
16 水	16 金	16 月	16 水	16 土	16 火	16 木	16 日	16 火	16 金	16 月	16 月
17 木 PTA評議員会	17 土	17 火	17 木	17 日	17 水	17 金	17 月	17 水	17 土	17 火	17 火
18 金	18 日 春季校内体育大会 地区体育祭	18 水	18 金 運動会 町内子ども会 3日のカット	18 月	18 木	18 土	18 火	18 木	18 日	18 水	18 水
19 土	19 月 振替	19 木	19 土	19 火	19 金	19 日 越前崎山トレイルラン	19 水	19 金	19 月	19 木 卒業を祝う会	19 木
20 日	20 火	20 金	20 日	20 水	20 土	20 月	20 木	20 土	20 火	20 金	20 金 雪割の日
21 月	21 水	21 土	21 月 海の日 夏季休業開始	21 木	21 日 地区ふれあい文化祭	21 火	21 金	21 日	21 水	21 土	21 土
22 火	22 木	22 日 市総合防災訓練	22 火	22 金	22 月	22 水	22 土	22 月	22 木	22 日	22 日
23 水	23 金	23 月	23 水	23 土	23 火 秋分の日	23 木	23 日 勤労感謝の日	23 火 読書週間 3日のカット	23 金	23 月 天皇誕生日	23 月
24 木	24 土	24 火 遠合音楽会	24 木	24 日	24 水	24 金	24 月 休日	24 水 冬季休業	24 土	24 火	24 火 3日のカット
25 金 授業参観の翌日 学級懇話会	25 日 春季校内体育大会 地区体育祭 (予備)	25 水 遠合音楽会	25 金	25 月	25 木	25 土	25 火	25 木	25 日	25 水	25 水 学年末休業
26 土	26 月 振替 予備	26 木	26 土	26 火 夏季休業終了	26 金	26 日 地区横山ウォーク	26 水	26 金	26 月	26 木	26 木
27 日	27 火	27 金	27 日	27 水 読書週間 3日のカット	27 土	27 月	27 木	27 土	27 火	27 金	27 金
28 月	28 水	28 土	28 月	28 木	28 日	28 火	28 金	28 日	28 水	28 土	28 土
29 火 敬老の日	29 木 交通安全教室	29 日	29 火	29 金	29 月	29 水	29 土	29 月 休日	29 木		29 日
30 水	30 金	30 月	30 水	30 土	30 火	30 木 マラソン大会	30 日	30 火 休日	30 金		30 月
	31 土		31 木	31 日		31 金 マラソン大会予備		31 水 休日	31 土		31 火